

○内閣府令第六十五号

金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第五条第一項、第十五条第五項（同法第二十七条において準用する場合を含む。）及び第百九十三条の規定に基づき、並びに同法を実施するため、企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十年十月二十日

内閣総理大臣 麻生 太郎

企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令

（企業内容等の開示に関する内閣府令の一部改正）

第一条 企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「有するもの」の下に「（第十四条の二第一項第三号において「代理人」という。）」を加える。

第十四条の二第一項第二号中「又は売出し」を「若しくは売出し」に、「、又は」を「、若しくは」に改め、同項に次の一号を加える。

三 発行者（発行者が外国会社である場合にあっては、当該外国会社又はその代理人）及びその有価証券を募集又は売出しにより取得させ、又は売り付けようとする者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された事項を電気通信回線を通じて閲覧に供する方法（その有価証券を募集又は売出しにより取得させ、又は売り付けようとする相手方が当該事項を閲覧した旨又は他の方法により当該事項に係る情報を取得した旨を電話その他の方法により当該相手方に直接に確認する場合に限る。）

第十四条の二第二項中「前項第二号」を「前項第二号及び第三号」に改める。

第二号様式記載上の注意⁽⁶¹⁾ただし書中「最近連結会計年度の次の連結会計年度開始の日から起算して次のaからcまでに定める期間を経過した後」を「次のaからcまでに掲げる期間」に改め、「直近の」を削り、「bに定める期間を経過した後に届出書を提出する場合は中間連結貸借対照表」を併せて掲げること。」や「bに掲げる期間に届出書を提出する場合には、中間連結貸借対照表。以下この(61)において同じ。）を併せて掲げること。なお、aからcまでに掲げる期間前において、それぞれaからcまでに定める期間に係る四半期連結貸借対照表を掲げることができたこととなった場合には、当該四半期連結貸借

対照表を併せて掲げること。」に定める、同記簿上の規定⁽⁶¹⁾aからcまでのように定める。

- a 最近連結会計年度の次の連結会計年度（以下この（61）及び（66）のbにおいて「次の連結会計年度」という。）における最初の四半期連結会計期間（以下この（61）において「第1四半期連結会計期間」という。）終了後令第4条の2の10第3項に規定する期間（提出会社が特定事業会社である場合には、同条第4項に規定する期間。以下この様式において「提出期間」という。）を経過する日から次の連結会計年度における第1四半期連結会計期間の次の四半期連結会計期間（以下この（61）において「第2四半期連結会計期間」という。）終了後提出期間を経過する日の前日までの期間 当該次の連結会計年度における第1四半期連結会計期間

- b 次の連結会計年度における第2四半期連結会計期間終了後提出期間を経過する日から次の連結会計年度における第2四半期連結会計期間の次の四半期連結会計期間（以下この（61）において「第3四半期連結会計期間」という。）終了後提出期間を経過する日の前日までの期間 当該次の連結会計年度における第2四半期連結会計期間

- c 次の連結会計年度における第3四半期連結会計期間終了後提出期間を経過する日から次の連結会

計年度に係る連結貸借対照表の記載が可能となる日までの期間 当該次の連結会計年度における第

3 四半期連結会計期間

第二号様式記簿上の注意⁽¹⁹⁾中「最近連結会計年度の次の連結会計年度開始の日から起算して9箇月を経過する日」や「次の連結会計年度開始の日から起算して9箇月を経過する日」に於て、回記簿上の注意⁽⁶²⁾ただし書中「四半期連結損益計算書」の次に「（当該四半期連結貸借対照表が（61）のcに定める期間に係るものであって、提出会社が特定事業会社である場合には、当該四半期連結貸借対照表に係る四半期連結累計期間に係る四半期連結損益計算書）」を加え、回記簿上の注意⁽⁹⁹⁾d中「当該(a)から(e)までに掲げる」を「当該(a)から(e)までに定める」に改め、「最近連結会計年度の」を削り、回記簿上の注意⁽⁹⁹⁾dを回記簿上の注意⁽⁹⁹⁾eとし、回記簿上の注意⁽⁹⁹⁾c中「以下このcにおいて」を「以下このdにおいて」に改め、回記簿上の注意⁽⁹⁹⁾cを回記簿上の注意⁽⁹⁹⁾dとし、回記簿上の注意⁽⁹⁹⁾dの次に次のように加える。

- c 提出会社が特定事業会社であって、(62)ただし書の規定により(61)のcに定める期間に係る四半期連結損益計算書を掲げた場合には、当該期間に係る損益の状況を四半期連結損益計算書の形式により記載すること。

第二の半期連結会計上の状態⁽⁸⁹⁾ただし、其中「最近事業年度の次の事業年度開始の日から起算して次の a から c までに定める期間を経過した後」や「次の a から c までに掲げる期間」及び「特定事業会社（四半期連結財務諸表を作成していない会社を除く。）が a 及び c に定める期間を経過した後」や「四半期連結財務諸表を作成している特定事業会社が a 及び c に掲げる期間」及び「b に定める期間を経過した後に届出書を提出する場合は、中間貸借対照表）を併せて掲げること。」や「b に掲げる期間に届出書を提出する場合には、中間貸借対照表。以下この（68）において同じ。）を併せて掲げること。なお、a から c までに掲げる期間前において、それぞれ a から c までに定める期間に係る四半期貸借対照表を掲げることができることとなった場合には、当該四半期貸借対照表を併せて掲げること。」に於て、四半期連結財務諸表⁽⁸⁹⁾及びその次のように定める。

- a 最近事業年度の次の事業年度（以下この（68）並びに（74）の b 及び d において「次の事業年度」という。）における最初の四半期会計期間（以下この（68）において「第 1 四半期会計期間」という。）終了後提出期間を経過する日から次の事業年度における第 1 四半期会計期間の次の四半期会計期間（以下この（68）において「第 2 四半期会計期間」という。）終了後提出期間を経過する

日の前日までの期間
当該次の事業年度における第1四半期会計期間

b 次の事業年度における第2四半期会計期間終了後提出期間を経過する日から次の事業年度における第2四半期会計期間の次の四半期会計期間（以下この(68)において「第3四半期会計期間」という。）終了後提出期間を経過する日の前日までの期間 当該次の事業年度における第2四半期会計期間

c 次の事業年度における第3四半期会計期間終了後提出期間を経過する日から次の事業年度に係る貸借対照表の記載が可能となる日までの期間 当該次の事業年度における第3四半期会計期間

第二号様式記載上の注意(68)中「最近事業年度の次の事業年度開始の日から起算して9箇月を経過する日」を「次の事業年度開始の日から起算して9箇月を経過する日」に改め、同記載上の注意(69) aただし書中

「四半期損益計算書」の次に「（当該四半期貸借対照表が(68)のcに定める期間に係るものであって、提出会社が特定事業会社である場合には、当該四半期貸借対照表に係る四半期累計期間に係る四半期損益計算書）」を加え、同記載上の注意(74) b 中「当該(a)から(e)までに掲げる」を「当該(a)から(e)までに定める」に改め、「最近事業年度の」を削り、同記載上の注意(74) eを同記載上の注意(74) fとし、同記載上の注意(74)

d 中「以下この d において」を「以下この e において」に改め、同記載上の注意 (74) d を同記載上の注意 (74) e とし、同記載上の注意 (74) c 中「~~期損益計算書の~~」を削り、同様式記載上の注意 (74) c を同様式記載上の注意 (74) d とし、同様式記載上の注意 (74) b の次に次のように加える。

c 提出会社が特定事業会社であつて、(69)ただし書の規定により (68) の c に定める期間に係る四半期損益計算書を掲げた場合には、当該期間に係る損益の状況を四半期損益計算書の形式により記載すること。

第二号の四様式第二部第 5 の 1 (1) ①を次のように改める。

① **【連結貸借対照表】** (10-2)

第二号の四様式第二部第 5 の 1 (2)を次のように改める。

(2) **【その他】** (10-3)

第二号の四様式第二部第 5 の 2 (1) ①を次のように改める。

① **【貸借対照表】** (10-4)

第二号の四様式第二部第 5 の 2 (3)を次のように改める。

(3) 【その他】 (10－5)

第二号の様式記載上の注意⁽¹⁰⁾の次に次のように加える。

(10－2) 連結貸借対照表

最近2連結会計年度末現在における連結貸借対照表を掲げて比較すること。

ただし、1年を1連結会計年度とする会社が次のaからcまでに掲げる期間に届出書を提出する場合には、それぞれaからcまでに定める期間に係る四半期連結貸借対照表（特定事業会社（第17条の15第2項に規定する事業を行う会社をいう。以下この様式において同じ。）がbに掲げる期間に届出書を提出する場合には中間連結貸借対照表。以下この（10－2）において同じ。）を併せて掲げること。なお、aからcまでに掲げる期間前において、それぞれaからcまでに定める期間に係る四半期連結貸借対照表を掲げることができることとなった場合には、当該四半期連結貸借対照表を併せて掲げること。

- a 最近連結会計年度の次の連結会計年度（以下この（10－2）及び（10－3）のbにおいて「次の連結会計年度」という。）における最初の四半期連結会計期間（以下この（10－2）において「第

1 四半期連結会計期間」という。) 終了後令第4条の2の10第3項に規定する期間(提出会社が特定事業会社である場合には、同条第4項に規定する期間。以下この様式において「提出期間」という。)を経過する日から次の連結会計年度における第1四半期連結会計期間の次の四半期連結会計期間(以下この(10-2)において「第2四半期連結会計期間」という。)終了後提出期間を経過する日の前日までの期間 当該次の連結会計年度における第1四半期連結会計期間

b 次の連結会計年度における第2四半期連結会計期間終了後提出期間を経過する日から次の連結会計年度における第2四半期連結会計期間の次の四半期連結会計期間(以下この(10-2)において「第3四半期連結会計期間」という。)終了後提出期間を経過する日の前日までの期間 当該次の連結会計年度における第2四半期連結会計期間

c 次の連結会計年度における第3四半期連結会計期間終了後提出期間を経過する日から次の連結会計年度に係る連結貸借対照表の記載が可能となる日までの期間 当該次の連結会計年度における第

3 四半期連結会計期間

(10-3) その他

a 最近連結会計年度終了後届出書提出日までに、資産・負債に著しい変動及び損益に重要な影響を与えた事実又は与えることが確実に予想される事実が生じた場合には、その概要を記載すること。

ただし、当該届出書の他の箇所に含めて記載したものであるについては記載を要しない。

b 次の(a)から(d)までに掲げる場合に応じ、当該(a)から(d)までに定める事項を前年同期と比較して記載すること。

(a) 次の連結会計年度開始後おおむね3箇月を経過した日から提出期間を経過する日までの間に届出書を提出する場合（（10－2）ただし書により四半期連結貸借対照表を掲げた場合を除く。）

当該次の連結会計年度開始後3箇月の業績の概要（四半期連結財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。）

(b) 次の連結会計年度開始後おおむね6箇月を経過した日から提出期間を経過する日までの間に届出書を提出する場合（（10－2）ただし書により四半期連結貸借対照表を掲げた場合（特定事業会社が中間連結貸借対照表を掲げた場合を含む。）を除く。） 当該次の連結会計年度開始後6箇月の業績の概要（四半期連結財務諸表（特定事業会社の場合には、中間連結財務諸表）の形式

による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。）

(c) 次の連結会計年度開始後おおむね9箇月を経過した日から提出期間を経過する日までの間に届出書を提出する場合（（10－2）ただし書により四半期連結貸借対照表を掲げた場合を除く。）

当該次の連結会計年度開始後9箇月の業績の概要（四半期連結財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。）

(d) 次の連結会計年度開始後おおむね13箇月経過後に届出書を提出する場合 当該次の連結会計年度の業績の概要（連結財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。）

c 提出会社が特定事業会社である場合には、第二号様式記載上の注意（66）のcに準じて記載すること。

d 提出会社が、法第24条の4の7第1項又は第2項の規定により四半期報告書を提出した場合には、最近連結会計年度における各四半期連結会計期間（当該連結会計期間の最後の四半期連結会計期間（以下このdにおいて「最終四半期連結会計期間」という。）を含む。）に係る次に掲げる項目

の金額について、四半期連結会計期間の順に記載すること。

(a) 売上高

(b) 税金等調整前四半期純利益金額又は税金等調整前四半期純損失金額（四半期連結財務諸表規則第76条の規定により記載しなければならない税金等調整前四半期純利益金額又は税金等調整前四半期純損失金額（最終四半期連結会計期間に係る税金等調整前四半期純利益金額又は税金等調整前四半期純損失金額について、これらに準じて算出したもの）をいう。）

(c) 四半期純利益金額又は四半期純損失金額（四半期連結財務諸表規則第77条第3項の規定により記載しなければならない四半期純利益金額又は四半期純損失金額（最終四半期連結会計期間に係る四半期純利益金額又は四半期純損失金額については、これらに準じて算出したもの）をいう。）

(d) 1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額（四半期連結財務諸表規則第78条第1項の規定により記載しなければならない1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額（最終四半期連結会計期間に係る1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半

期純損失金額については、これらに準じて算出したものをいう。)

- e 企業集団の営業その他に関し重要な訴訟事件等があるときは、その概要を記載すること。

(10-4) 貸借対照表

最近2事業年度末現在における貸借対照表を掲げて比較すること。

ただし、1年を1事業年度とする会社(特定事業会社及び連結財務諸表を作成していない会社に限る。(10-5)において同じ。)が次のaからcまでに掲げる期間に届出書を提出する場合(四半期連結財務諸表を作成している特定事業会社がa及びcに掲げる期間に届出書を提出する場合を除く。)には、それぞれaからcまでに定める期間に係る四半期貸借対照表(特定事業会社がbに掲げる期間に届出書を提出する場合には、中間貸借対照表。以下この(10-4)において同じ。)を併せて掲げること。なお、aからcまでに掲げる期間前において、それぞれaからcまでに定める期間に係る四半期貸借対照表を掲げることができることとなった場合には、当該四半期貸借対照表を併せて掲げること。

- a 最近事業年度の次の事業年度(以下この(10-4)並びに(10-5)のb及びdにおいて「次の

事業年度」という。)における最初の四半期会計期間(以下この(10-4)において「第1四半期会計期間」という。)終了後提出期間を経過する日から次の事業年度における第1四半期会計期間の次の四半期会計期間(以下この(10-4)において「第2四半期会計期間」という。)終了後提出期間を経過する日の前日までの期間 当該次の事業年度における第1四半期会計期間

- b 次の事業年度における第2四半期会計期間終了後提出期間を経過する日から次の事業年度における第2四半期会計期間の次の四半期会計期間(以下この(10-4)において「第3四半期会計期間」という。)終了後提出期間を経過する日の前日までの期間 当該次の事業年度における第2四半

期会計期間

- c 次の事業年度における第3四半期会計期間終了後提出期間を経過する日から次の事業年度に係る貸借対照表の記載が可能となる日までの期間 当該次の事業年度における第3四半期会計期間

(10-5) その他

- a 最近事業年度終了後届出書提出日までに、資産・負債に著しい変動及び損益に重要な影響を与えた事実又は与えることが確実に予想される事実が生じた場合には、その概要を記載すること。ただ

し、当該届出書の他の箇所に含めて記載したものについては記載を要しない。

b 1 年を 1 事業年度とする会社においては、次の(a)から(d)までに掲げる場合に応じ、当該(a)から(d)までに定める事項を前年同期と比較して記載すること。ただし、(10-3)のbに規定する事項を記載している場合には、記載を省略することができる。

(a) 次の事業年度開始後おおむね3箇月を経過した日から提出期間を経過する日までの間に届出書を提出する場合((10-4)ただし書により四半期貸借対照表を掲げた場合を除く。) 当該次の事業年度開始後3箇月の業績の概要(四半期財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。)

(b) 次の事業年度開始後おおむね6箇月を経過した日から提出期間を経過する日までの間に届出書を提出する場合((10-4)ただし書により四半期貸借対照表を掲げた場合(特定事業会社が中間貸借対照表を掲げた場合を含む。))を除く。) 当該次の事業年度開始後6箇月の業績の概要(四半期財務諸表(特定事業会社の場合には、中間財務諸表)の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。)

- (c) 次の事業年度開始後おおむね9箇月を経過した日から提出期間を経過する日までの間に届出書を提出する場合（（10－4）ただし書により四半期貸借対照表を掲げた場合を除く。） 当該次の事業年度開始後9箇月の業績の概要（四半期財務諸表の形式による記載が可能なき場合は、当該形式により記載すること。）
- (d) 次の事業年度開始後おおむね13箇月経過後に届出書を提出する場合 当該次の事業年度の業績の概要（財務諸表の形式による記載が可能なき場合は、当該形式により記載すること。）
- c 提出会社が特定事業会社である場合には、第二号様式記載上の注意（74）のcに準じて記載すること。
- d 6箇月を1事業年度とする会社において、次の事業年度開始後おおむね7箇月経過後に届出書を提出する場合には、当該次の事業年度の業績の概要を前年同期と比較して記載すること。なお、財務諸表の形式による記載が可能なき場合は、当該形式により記載すること。ただし、（10－3）のbに規定する事項を記載している場合には、記載を省略することができる。
- e 提出会社が、法第24条の4の7第1項又は第2項の規定により四半期報告書を提出した場合であ

って、四半期連結財務諸表を作成していないときには、最近事業年度における各四半期会計期間（当該事業年度の最後の四半期会計期間（以下このdにおいて「最終四半期会計期間」という。）を含む。）に係る次に掲げる項目の金額について、四半期会計期間の順に記載すること。

(a) 売上高

(b) 税引前四半期純利益金額又は税引前四半期純損失金額（四半期財務諸表等規則第68条の規定により記載しなければならない税引前四半期純利益金額又は税引前四半期純損失金額（最終四半期会計期間に係る税引前四半期純利益金額又は税引前四半期純損失金額については、これらに準じて算出したもの）をいう。）

(c) 四半期純利益金額又は四半期純損失金額（四半期財務諸表等規則第69条第3項の規定により記載しなければならない四半期純利益金額又は四半期純損失金額（最終四半期会計期間に係る四半期純利益金額又は四半期純損失金額については、これらに準じて算出したもの）をいう。）

(d) 1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額（四半期財務諸表等規則第70条第1項の規定により記載しなければならない1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期

純損失金額（最終四半期会計期間に係る1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額については、これらに準じて算出したもの）をいう。）

f 提出会社の営業その他に関し重要な訴訟事件等があるときは、その概要を記載すること。

第三号様式記載上の注意⁽⁴⁶⁾ d 中「第二号様式記載上の注意（66）のc」や「第七号様式記載上の注意（66）のd」に於て、回記簿上の注意⁽⁴⁹⁾ d 中「第二号様式記載上の注意（74）のd」や「第二号様式記載上の注意（74）のe」に於て。

第七号様式記載上の注意⁽⁵³⁾ d 及び上掲中「最近事業年度の次の事業年度開始の日から起算して次の(a)から(c)までに定める期間を経過した後」や「次の(a)から(c)までに掲げる期間」並びに「直近の四半期財務書類も掲げること。」や「四半期財務書類を併せて掲げること。なお、(a)から(c)までに掲げる期間前において、それぞれ(a)から(c)までに定める期間に係る四半期財務書類を掲げることができることとなった場合には、当該四半期財務書類を併せて掲げること。」に於て、回記簿上の注意⁽⁵³⁾のd(a)から(c)までのように改める。

(a) 最近事業年度の次の事業年度（以下この（53）において「次の事業年度」という。）における

最初の四半期会計期間（以下この（53）において「第1四半期会計期間」という。）終了後令第4条の2の10第3項に規定する期間（以下この（53）において「提出期間」という。）を経過する日から次の事業年度における第1四半期会計期間の次の四半期会計期間（以下この（53）において「第2四半期会計期間」という。）終了後提出期間を経過する日の前日までの期間 当該次の事業年度における第1四半期会計期間

(b) 次の事業年度における第2四半期会計期間終了後提出期間を経過する日から次の事業年度における第2四半期会計期間の次の四半期会計期間（以下この（53）において「第3四半期会計期間」という。）終了後提出期間を経過する日の前日までの期間 当該次の事業年度における第2四

半期会計期間

(c) 次の事業年度における第3四半期会計期間終了後提出期間を経過する日から次の事業年度に係る財務書類の記載が可能となる日までの期間 当該次の事業年度における第3四半期会計期間

第七百九十五条第二項（第三項）中「最近事業年度の次の事業年度開始の日から起算して8箇月を経過した

日以後に届出書を提出する場合」を「次の事業年度開始の日から起算して8箇月を経過した日以後に届出

書を提出する場合（cの規定により四半期財務書類を掲げた場合を除く。）」に於て、同法第53条（53）

bの次に次のように加える。

- c 1年を1事業年度とする会社（四半期報告書を提出する会社を除く。）が本邦の金融商品取引所に発行株式を上場し、又は認可金融商品取引業協会に発行株式を店頭売買有価証券として登録しよ
うとする場合であつて、当該金融商品取引所又は当該認可金融商品取引業協会の規則により発行株
式の募集又は売出しを行うために次の(a)から(c)までに掲げる期間に届出書を提出するときには、b
の規定による中間財務書類に代えて、それぞれ(a)から(c)までに定める期間に係る四半期財務書類を
併せて掲げることができる。なお、(a)から(c)までに掲げる期間前において、それぞれ(a)から(c)まで
に定める期間に係る四半期財務書類を掲げることができることとなつた場合には、当該四半期財務
書類を併せて掲げること。

- (a) 次の事業年度における第1四半期会計期間終了後提出期間を経過する日から次の事業年度にお
ける第2四半期会計期間終了後提出期間を経過する日の前日までの期間 当該次の事業年度にお
ける第1四半期会計期間

(b) 次の事業年度における第2四半期会計期間終了後提出期間を経過する日から次の事業年度における第2四半期会計期間の次の四半期会計期間終了後提出期間を経過する日の前日までの期間当該次の事業年度における第2四半期会計期間

(c) 次の事業年度における第3四半期会計期間終了後提出期間を経過する日から次の事業年度に係る財務書類の記載が可能となる日までの期間 当該次の事業年度における第3四半期会計期間

第七号様式記載上の注意⁽⁵⁵⁾ 中「第二号様式記載上の注意 (66) のc又は(74) のd」を「第二号様式記載上の注意 (66) のd又は(74) のe」に改める。

(外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令の一部改正)

第二条 外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十七年大蔵省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「有するもの」の下に「（第十一条の二第二項第三号において「代理人」という。）」を加える。

第十一条の二第二項第二号中「又は売出し」を「若しくは売出し」に、「又は」を「若しくは」に

改め、同項に次の一号を加える。

三 発行者又はその代理人及びその有価証券を募集又は売出しにより取得させ、又は売り付けようとする者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された事項を電気通信回線を通じて閲覧に供する方法（その有価証券を募集又は売出しにより取得させ、又は売り付けようとする相手方が当該事項を閲覧した旨又は他の方法により当該事項に係る情報を取得した旨を電話その他の方法により当該相手方に直接に確認する場合に限る。）

第十一条の二第二項中「前項第二号」を「前項第二号及び第三号」に改める。

（特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令の一部改正）

第三条 特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

第九条中「有するもの」の下に「（第十七条第一項第三号において「代理人」という。）」を加える。

第十七条第一項第二号中「又は売出し」を「若しくは売出し」に、「又は」を「若しくは」に改め、同項に次の一号を加える。

三 発行者（発行者が外国特定有価証券の発行者である場合にあっては、当該発行者又はその代理人）及びその有価証券を募集又は売出しにより取得させ、又は売り付けようとする者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された事項を電気通信回線を通じて閲覧に供する方法（その有価証券を募集又は売出しにより取得させ、又は売り付けようとする相手方が当該事項を閲覧した旨又は他の方法により当該事項に係る情報を取得した旨を電話その他の方法により当該相手方に直接に確認する場合に限る。）

第十七条第二項中「前項第二号」を「前項第二号及び第三号」に改める。

（中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正）

第四条 中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十一年大蔵省令第二十四号）の一部を次のように改正する。

第三十八条第一項中「第七号」を「第五号」に改める。

附 則

（施行期日）

第一条 この府令は、公布の日から施行する。

（企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部改正に伴う経過措置）

第二条 この府令による改正後の企業内容等の開示に関する内閣府令（次条において「新開示府令」という

）、外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令及び特定有価証券の内容等の開示に関する内閣

府令の規定は、この府令の施行の日（以下この条、次条及び第四条において「施行日」という。）以後に

開始する有価証券発行勧誘等（金融商品取引法（以下この条及び次条において「法」という。）第四条第

一項第四号に規定する有価証券発行勧誘等をいう。以下この条及び次条において同じ。）又は有価証券交

付勧誘等（法第四条第二項に規定する有価証券交付勧誘等をいう。以下この条及び次条において同じ。）

について適用し、施行日前に開始した有価証券発行勧誘等又は有価証券交付勧誘等については、なお従前

の例による。

第三条 法第二十四条の五第一項の規定により半期報告書を提出しなければならない会社が、施行日から施行日から一年を経過する日までの間において開始する有価証券発行勧誘等又は有価証券交付勧誘等に係る新開示府令第二号の四様式による有価証券届出書を提出する場合には、同様式記載上の注意

(10-2)

から

(10-5)

まで

の規定は新開示府令第二号様式記載上の注意(61)、(66)、(68)及び(74)の規定に読み替えて記載することができる。

(罰則の適用に関する経過措置)

第四条 施行日前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。